見積競争公告

次のとおり見積競争に付します。 令和7年6月20日

全国健康保険協会長崎支部 支部長 橋本 純生

1. 調達内容

(1)調達件名及び数量

広報誌「健康経営 EXPRESS」の発送にかかる送付文書等の印刷製造及び封入封緘業務委託 4,020 件(1,340 件 $\times 3$ 回)

- (2) 調達案件の仕様等 仕様書による。
- (3)委託期間

契約締結日~令和8年3月31日(火)

(4) 納品場所

長崎市大黒町 9-22 大久保大黒町ビル本館 8 階 全国健康保険協会長崎支部

(5) 見積競争方法

見積競争は、単価(小数点第2位まで)にて行う。

見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。契約の決定に当たっては、見積書に記載された金額をもって落札判定を行うので、参加者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜額を見積書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (3) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (4) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (5) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (7) プライバシーマーク、ISO/IEC27001 又は JISQ27001 のうち、いずれかの認証を取得している者であること。
- (8) ISO9001 認証を取得していること。又はこれに準ずる規約、体制等を整備している者であること。

3. 見積書の提出場所等

(1) 見積書提出場所、仕様書の交付場所 〒850-8537 長崎市大黒町 9-22 大久保大黒町ビル本館 8 階 全国健康保険協会長崎支部 企画総務グループ 担当 秋月電話 095-829-5003 (直通)

(2) 仕様書の内容に対する問い合わせ先 全国健康保険協会長崎支部 企画総務グループ 担当 島根 電話 095-829-5003 (直通)

(3) 見積書提出期限等

提出期限:令和7年7月4日(金)12:00まで

提出方法:直接持参又は郵送とする。郵送の場合は上記の提出期限までに必着すること。

※上記2.(7)及び(8)の確認書類(写し)を添付すること。

4. その他

- (1) 見積書には、事業所名、代表者役職・代表者氏名を記載し、代表者印を押印すること。記載漏れ、押印漏れ及び判読できないものは無効とする。
- (2) 見積金額(単価)には、本業務の履行に要する全ての費用を含めること。
- (3) 提出後の見積書の差替え、変更又は取り消しをすることはできない。
- (4) 決定業者には別途、電話で連絡することとする。
- (5) 契約書の作成の要否 要

全国健康保険協会会計細則(一部抜粋)

(競争に参加させることができない者)

- 第30条 総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。
- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約 締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる者その他これに準ずる者として別に定める者

(競争に参加させないことができる者)

- 第31条 総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年 以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。
- (1) 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
- (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。